

国内経済要録

◇「銀行融資に関する共同準則」の運用強化

全国銀行協会連合会では、「銀行融資に関する共同準則」の運用強化方を検討してきたが、10月26日の共同準則運用委員会において、預貸率規制の強化および設備資金供給に関する産業界との懇談の場の新設につき、次のような取決めを行なった。

(1) 預貸率規制の強化

イ、各行は、毎期、金融情勢についての意見交換を行なったうえ、残高預貸率が前年同期に比べて改善するように努力する。

ロ、各行は、原則として前年同期の残高預貸率を上回らない水準の範囲で毎期の前年同期比限界預貸率の改善目標を設定し、独自に預貸率の改善を行なう（なお、情勢によっては、共同準則運用委員会が共通の指標を定める）。

ハ、各行は、翌期初、前期の対前年同期比限界預貸率の実績を共同準則運用委員会事務局に提出する。また、このほか、毎期の限界預貸率改善の参考とするため、毎年7月に同年4～6月期の対前年上期比限界預貸率、毎年1月に前年10～12月期の対前年下期比限界預貸率の実績を事務局に提出する。

(2) 産業界との懇談の場の新設

イ、「自主調整上の問題業種」(共同準則第4項)の認定は、共同準則運用委員会において行なうこととするが、その際、必要に応じ当該業界、関係金融機関および関係政策当局などより意見を聴取する。

ロ、秩序ある産業金融の確立をはかるため、銀行と個別産業界との間に必要に応じて懇談会を設け、(イ)自主調整が行なわれている業界についてはその内容、(ロ)それ以外の業界については自主調整が困難な事情、および自主調整成立のための銀行側の側面的な協力の仕方、などの問題について話合うようにする。

◇歩積み・両建て預金の自粛強化措置

大蔵省では、10月31日、歩積み・両建て預金の自粛強化(いわゆる第2ラウンド)措置に関し全国銀行協会連合会、全国相互銀行協会および全国信用金庫協会の各会長あてに指導通達を出したが、その概要は次のとおり。

(1) 貸出に対する拘束性預金の比率を今後計画的に引き下げることとし、本年5月末を基準に、同比率の高い金融機関ほど引下げ幅が大きくなるように引下げ目標比

率(注)を定めたいえ、都銀・地銀については43年11月末、相銀については44年11月末、信金については45年11月末までにこれを実現するよう各協会で行なうこと。

(注) 各協会の具体的引下げ目標比率は次のとおり。

	都 銀	地 銀	相 銀	信 金
総 括	0～4% 0 4～8% 3割 8%超 5割	0～8% 0 8～16% 3割 16%超 4.5割	0～16% 0 16～32% 3割 32%超 4割	0～16% 0 16～32% 3割 32%超 4割
参 41年5月 考 末現在	8.6%	14.7%	27.1%	31.9%
うち 中小企業	0～10% 0 10～20% 3割 20%超 5割	0～11% 0 11～22% 3割 22%超 4.5割		
参 41年5月 考 末現在	22.0%	21.6%		

各欄左側の計数は拘束性預金比率、右側の計数はその場合における引下げ目標比率を示す。

(2) 自粛の対象とならない根担保預金の限度については従来割引限度額の10～30%を一応の基準としてきたが、とかく最高限度の30%とする向きが多かった点にかんがみ、今後はこれを手形の内容、預金以外の担保の有無などを勘案して定めるよう改めること(具体的には内面指導により都銀15%、地銀20%、相銀25%、信金30%程度に押える)。

(3) 拘束性預金のうち自粛の対象とならない分に対応する貸出についての金利軽減措置の範囲を従来の「担保」、「見返り」のみから、今後は「見合い」分にも拡大するとともに、その実行期限(都銀は43年5月末、地銀は同年11月末までに完全実施、相銀は44年11月末、信金は45年11月末までに50%実施)について申合せを行なうこと。

(4) 定期積金または相互掛金の契約額に対応する貸付につき金利軽減措置を採る場合には、適用金利の引下げが明確となるような方式を定めること(具体的には掛込残高が漸増するのに応じて6ヵ月ごとに適用金利を段階的に引き下げる)。

◇税制調査会の「長期税制のあり方」に関する中間報告

税制調査会では、かねて経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策について検討してきたが、11月1日、これまでの検討結果を一応取りまとめて中間報告を行なった。同報告は、基本的な考え方として、①公経済部門と私経済部門との間の均衡のとれた資源配分を確保するため、適正な税負担水準を維持すべきこと、②租税負担の適正・公平、税制の安定に留意することによって健全な家計、企業の形成に寄与し、かつこれを通じて消費と貯蓄ないし投資との均衡を維持しようとする税制を確立すべきこと、③税制が公債、歳出機構と有機

的に機能しあいつつ安定成長を誘導しよう、短期的な景気調整のための仕組みをあらかじめ用意しておく必要があること、などの諸点を指摘している。具体的な事項のうち、主な点は次のとおり。

(1) 所得税……国民の支払能力に応じ、かつ所得再配分機能を十分発揮させるため、今後とも所得を課税標準とする累進的所得税を家計に対する直接税の基軸とするが、この場合、できる限り総合課税方式を採用することによってその本来の機能を生かす。なお、低所得家計にゆとりを持たせるとともに、中堅所得層の負担軽減をはかるなどの趣旨から、①所得税の課税最低限の引上げ(夫婦子3人の標準世帯の給与所得者につき今後3年間を目標に現行の63万円から83万円程度に引上げ)、②税率適用における中堅所得層の累進度の緩和(税率適用所得階級区分の間隔差の幅を拡大)、③退職所得の課税最低限の引上げ(500万円程度)、などを行なう。

(2) 法人税……シャープ勧告に基づく現在の考え方は、経営と所有の分離、企業規模による競争力の格差などの現実の要請によりすでに多くの変革を余儀なくされてきたので、この際これを基本的に改め、現実と即応した課税方式である法人利潤税方式に移行させる方向で、検討する。なお、これが実現するまでの期間においても、企業体質を強化するための措置(減価償却制度などの課税所得計算の弾力化)を採る。

(3) 間接税……直接税に比して所得弾性値が低いことを十分認識し、税体系における地位が現在より低下しないよう配慮する。この場合、原則として当面は売上税の創設などは予定せず、現行の個別消費税を中心とする間接税体系を維持していくこととし、そのなかで、従量税体系によるもの、印紙税、登録税、たばこ専売益金などについて、その税負担がその時々所得、物価水準に適合するよう税率の改定などを行なう。

(4) 税負担率の水準……国民所得の低さ、低所得者層の過重負担などの実情からみて、引き続き税(特に所得税)負担の軽減に努める必要があるが、今後公経済部門の比重をある程度高めることが適当と考えられる点にかんがみ、税目別負担配分の公平に十分配慮しつつ、所得水準の上昇に応じて国民の税負担水準がある程度上昇していくことはやむを得ないと考える(国民所得に対する税負担率で46年度には現在の水準より2%程度上昇するものと予想)。

(5) 景気調整措置……法人税の延納制度に関する利子税の率を一定の条件の下で一定の幅で上下し、また景気の局面に応じて合理化機械の特別償却の縮小、繰越しないしは拡張を図ることができるように法律上の根拠を明定

する。

◇計画造船向け貸出金利の引下げ

全国銀行協会連合会では、10月18日、長期貸出金利引下げの一環として、計画造船向け貸出金利を昭和41年度契約船舶(第22次船)の10月1日以降新規契約分から日歩5毛(年0.18%)引下げ、2銭4厘(年8.76%)とすることに決定した。もっとも、本年1月の利下げ時同様、政府が利下げ相当分だけ利子補給率を引き下げる(2.94→2.76%)こととしたため、船主の金利負担は利下げ後も現行どおり年6%に据え置かれる。

◇政府ならびに全銀協等の年末中小企業金融対策

政府は11月8日、年末を中心とした41年度下期の中小企業金融対策として国民金融公庫、中小企業金融公庫および商工組合中央金庫の融資枠(年度間5,517億円)を935億円追加することを決定した(前年度追加820億円)。なお、本措置の所要原資としては、3機関自己資金410億円のほか、資金運用部融資525億円(うち長期資金215億円、短期資金310億円)が予定されている。

一方、全国銀行協会連合会でも同日、年末中小企業金融対策として、第3四半期中の全国銀行の中小企業向け貸出増加目標額を4,000億円(前年目標額3,200億円)とすること、政府関係中小金融機関に対し代理貸付枠の増額を要請するとともに、その実行に当たって貸出先の範囲拡大に努めること、中小企業向け代金支払を円滑化するため、これに必要な資金の大企業向け融資についてできるだけ配慮すること、などを決定した。このほか、全国相互銀行協会、全国信用金庫協会でも、中小企業の年末金融対策として、第3四半期中の貸出増加目標額をそれぞれ2,500億円(前年目標額2,100億円)、3,000億円(同2,500億円)とすることを決定している。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

甲種外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引料率が10月25日から $\frac{1}{8}\%$ 引き下げられた(90日物ディーラー買レート $5\frac{7}{8}\%$ → $5\frac{3}{4}\%$)のに伴い、従来の米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおりそれぞれ $\frac{1}{8}\%$ 引き下げ、11月1日から実施した。

	信用状つき	信用状なし
3 か 月 物	8 %	8.25%
4 か 月 物	8.125%	8.375%